

2026年度 国際交流講演会開催支援計画 募集要項

明治大学国際連携本部

1 趣旨

国際連携本部では、本学研究者の国際的な交流と相互理解を深めるとともに、学生及び一般聴講者に対して海外からの知識を提供するため、本邦に在住または滞在している外国人研究者など有識者を講演講師として招聘し、その講演を学内外との積極的な学術交流の場として活用する取組みを促進しています。このような取組みを支援するため、本学内で開催する企画を学内から募集し、講演の講師に対する謝礼を助成します。

2 募集概要

開催期間	2026年4月1日（水）～2027年1月23日（土）※ ¹
募集件数	春学期／6件 秋学期／7件 ※ ²
助成内容	講演謝礼として3万円（税込）助成 ※ ³
申請方法	<p>講演会開催2か月前までに、申請者（以下「ホスト教員」という）が申請書類2点を提出してください。</p> <p><u>※締め切りを過ぎた場合は受付できません。</u></p> <p>（1）国際交流講演会開催計画書（所定様式）</p> <p>（2）講演者の教育・研究活動業績を含む経歴書（日本語または英語）</p>

※¹ 学生の参加促進のため、日曜日、祝祭日、定期試験期間、夏季一斉休業日及び冬季休業期間での開催は原則不可とします。当該期間において開催を希望する特段の理由がある場合は、事前にご相談ください。

※² 年間を通じて講演会等を開催するため、学期ごとに募集件数を設定しています。なお、本募集は本学における2026年度予算案決定前の募集となるため、募集件数は予定であり変更する可能性があります。

※³ 講演謝礼以外（交通費、滞在費、通訳費、懇親会費等）の費用助成はありません。

〈講演謝礼について〉

講演会当日、現金にてお支払いいたします。ただし、源泉徴収税として非居住者は20.42%、居住者は10.21%が課されます。講演者の居住国が日本と租税条約を締結している場合は、租税条約に関する届出書を提出することで、源泉徴収税額の免除を受けることができます。詳細は国際連携事務室までお問い合わせください。

3 応募資格者

本事業に応募できる方は、次のとおりです。

専任教授、専任准教授、専任講師、特任教授、特任准教授、特任講師、助教

4 講演資格者

日本に在住または滞在している外国人研究者を対象とします。なお、外国に10年以上在住し、

現居住国の学会等で活躍している日本国籍の研究者を含みます。

5 会場予約

本学内の施設会場（教室）の仮予約はホスト教員にて実施いただき、開催計画書にご記載ください。

6 広報活動

原則として、ホスト教員にて対応いただきますが、国際連携事務室の定型フォーマットによるポスター作成（電子ファイル）やホームページ掲載を希望される場合は、ご相談ください。また広報の際には必ず「明治大学国際連携本部共催」と明記してください。

7 開催報告書

本学の国際交流活動の発信のため、講演会開催後に開催報告書を国際連携本部のホームページに掲載します。開催後1か月以内に、ホスト教員による開催報告書（日本語または英語、A4判1枚程度、書式自由、1,000文字程度）をメール（宛先：gakuhyutsu@meiji.ac.jp）で国際連携事務室までご提出ください。なお、報告書には講演会に参加した人数を記載してください。

8 講演会要件

- (1) 講演会は対面とし、オンラインのみの開催は助成対象外とします。
- (2) 助成対象となる講演者は1回の講演会において一人とします。
- (3) 60分以上の講演会を助成対象とします。
- (4) 授業内での開催や、授業の一部として開催することはできません。

9 重複制限

- (1) 講演者の渡航費や日当等が他機関から支給される場合は講演謝礼の受給に制限がある可能性がございますので、ホスト教員または講演者から当該機関へご確認ください。
- (2) 本制度で助成対象とした講演者を、国際連携本部を含む学内の助成事業と重複して申請対象とすることはできません。
- (3) 同一のホスト教員が同年度内に2回以上申請する場合は、先に申請した講演会が終了した後に新規の申請を受け付けます。

以上

＜お問い合わせ先＞

国際連携事務室（駿河台キャンパス グローバルフロント2階） 担当：徳田・青柳
TEL：03-3296-4278 E-MAIL：gakuhyutsu@meiji.ac.jp